

# 正社員の自由時間の使い方

『日本労働研究雑誌』編集委員会

今月は、正社員の自由時間について考える。正社員は、雇用期間に定めのない雇用契約を結んで働いている人たちである。彼らは、平均的に見て、年間2000時間程度を会社での労働に充てている。働く以外の時間は基本的に自由時間であり、その使い方は従業員の自由にゆだねられるべきである。しかし、日本の会社の多くは、就業規則によって正社員の副業を禁止してきたし、休暇中の連絡先を知らせるように求めている企業もある。

副業禁止の背景には、次の労働に向けて疲れた心身を癒すための時間を確保できなくなることへの懸念や、他社に機密情報が流れてしまうことを未然に防ぎたいというリスク管理の意味があると言われる。その限りにおいては、会社が従業員の自由時間の使い方には制限を設ける合理性があるように見える。しかし、どこまで制限できるかは議論が分かれるところである。この点が今月の特集の第一の柱である。

今月の特集のもう一つの柱は、正社員が自由時間をどう使っているかという点である。一日は24時間しかなく、私たちは、身体を維持していくために必要な時間（睡眠、身の回りの用事、食事など）を除いた時間をさまざまな活動に使っている。総務省の「社会生活基本調査」を用いて、正社員がどのような時間の使い方をしているかを分析する。この分析から得られた結果は、豊かな労働生活を実現するには何が必要かについて考えるための材料を提供している。

サラリーマンの副業についての全体像を整理した小倉・藤本論文

小倉・藤本論文は、雇用者の副業についての全体像を描いている。総務省「就業構造基本調査」の分析によって、副業を持つ雇用者数は1968年の133万3000人から1982年の236万1000人まで一貫して増加し、1992年の253万8000人をピークに、その後減少している。そして、雇用者に対するアンケート調査から、副業者や副業希望者の属性・意識について分析し、

(ア)副業者や副業希望者には退職経験やフリーター経験が多いこと、(イ)副業者は現在の就業形態に不満で、副業希望者は雇用不安が強いことを明らかにした。また、企業の副業規制に関するアンケート調査の分析から、1995年に比べて2004年には、副業を禁止している企業の割合が上昇していることを確認している。企業の副業規制が厳格化している背景として、①非正社員の増加による正社員の仕事量の増加、②労働時間の増加による作業効率低下への懸念、③企業の機密保持意識の高まりなどがあると指摘している。サラリーマンの副業の実態について、手際よくまとめた論文になっている。

副業の法的規制を論じた根本論文

根本論文は、副業についての法的規制について検討している。根本論文によると、労働法は、これまで、副業をあまり主要な対象として認めてこなかったため、許容される副業の範囲や規制のあり方などについて十分検討されてこなかったという。そこで、日本において、労働時間外の社員の就業活動に対する制約がどのような場合に正当化されるかを分析している。本業と副業を通算したときに法定労働時間を超える場合の扱い、副業に移動する途上で起こった通勤災害は労災なのか、副業の収入を会社がすべて吸い上げることの是非、年休中に副業をすることについての問題点などが検討されている。そして、ドイツの副業問題に関する議論を比較の軸として紹介し、副業禁止・制限規定に対する日本の裁判例の問題点や労基法の規制のあり方などを検討している。就業規則による副業の禁止規定は、労働法上、どのような問題を持っているのかを理解する上で貴重な視点を提供している。

公式統計に現れない副業を分析した門倉紹介

門倉紹介は、副業を「闇労働」という観点からとらえ、その活動に参加している人数や経済規模を推計している。門倉紹介の前提に従うと、2004年末時点のわが国における闇労働者は341万5000人となり、労

働力人口 6642 万人の 5.1%に相当する。また、この値は 2000 年時点（321 万 6000 人）と比べて 20 万人程度増加している。この推計値は、発展途上国はもちろんのこと、他の先進諸国と比較しても非常に小さい。他国と比べて低い理由として、門倉紹介は、(ア)官民とも二重就業が禁止されていること、(イ)ほとんどの人が本業の稼ぎだけで十分に生活していけること、(ウ)外国人の不法就労者の数が諸外国に比べてそれほど多くないことを指摘している。また、わが国において不況の中で話題になったワークシェアリングは、目減りした給料を補うために、空き時間を利用して副業に就こうという強いインセンティブが働くため、副業が増加する可能性があるとしている。前提の置き方によって闇労働の大きさは変化するが、副業を考える上で有用な情報を提供している。

#### 正規雇用者の生活時間を分析した上田論文

上田論文と次の梶谷・小原論文は、今月の特集の二本目の柱である「正社員の生活時間」を分析している。上田論文によると、平日の勤務日では、男性は平均 9 時間半、女性は 8 時間半ほど仕事をしている。これに通勤時間を加えると、自宅を出てから（寄り道せずに）帰宅するまでの平均時間は、男性 12 時間弱、女性 10 時間 40 分となる。また、正規雇用者の約 1%は何らかの副業行動を行っている。副業を持つ人の属性は、若年層よりも中高年で、独身者よりも既婚者に多く見られる。また、高校生以上の子供や住宅ローン等を抱え、妻もパートなども含めて働いている世帯で副業を持つ人が多いようである。自由時間は、主として、休養・くつろぎやテレビ・新聞などに充てられているが、週末には趣味、交際、スポーツなどに充てる時間が多くなる。また、1 年を通してみると、個人ごとに特定の活動のみに傾倒する訳ではなく、地域奉仕活動なども含め多様な活動を行っている。上田論文は、平日の正社員の労働時間がとても長く、余暇活動はもっぱら休日に行っていることを示している。

#### 男性有業者の余暇時間と健康投資を検討した梶谷・小原論文

梶谷・小原論文は、日本の 1981 年から 2001 年までの 1 日の時間配分や健康に関するさまざまなデータを用いて、男性有業者の時間配分の変化と健康投資活動との関係を確認し、どのような人が健康投資を行うか、

そして、健康投資活動が健康形成にどのような影響を与えるのかについて分析している。その結果、(ア)80 年代以降、男性有業者の労働時間は減少する一方で、余暇時間の使い方が大きく変化したこと、(イ)学歴が高いほどスポーツ時間は長く、学歴が高いほど喫煙量は少ない可能性が高いこと、(ウ)スポーツや禁煙など健康増進行動が長期的な健康状態の良さにつながる可能性があることを明らかにしている。健康投資を行う者が学歴の高い生涯所得の高い層であるという推計結果は、経済格差に加えて健康格差が引退期の家計の厚生格差を生じさせる可能性があり、新たな問題を提起している。引退後に健康であり続けられるか否かは、働いているときの余暇時間の使い方に影響されるという梶谷・小原論文の結果は、豊かな労働生活を考える上で長期の視点が重要であることを示唆している。

#### 江戸期の正社員を分析した斎藤論文

斎藤論文は、歴史の視点から正社員の働き方を分析している。江戸期の日本においては、官僚化した武士の他に商家の手代も「正社員」とみなすことができるが、両グループは、勤務時間、時間規律の上で対照的なパターンを示していた。幕府や諸藩の役所における勤務時間は短く、帰宅時間はフレキシブル、武士はかなりの非拘束時間を有していた。他方、商家（大店の内部昇進制下にあった手代の場合）、個人の自由時間をほとんどもたず、あったとしてもそのわずかな時間の使い方について雇用者から強い統制を受けていた。斎藤論文は、現代日本の企業に見られる副業禁止は、江戸期の商家の時間管理に起源があると主張している。この主張については反論も考えられるが、現代日本の人事管理を考える上で興味深い視点を提示している。

働く者にとって、適正な労働時間が存在するはずである。毎日、通勤時間も含めて 12 時間を超える時間を仕事に使う生活は、決して健全とは言えないだろう。矢野氏の提言は、まさにその点を指摘している。「生活の質の向上と時間の使い方の問題は 35 年前から何も解決されていない」という矢野氏の言葉は、とても重い。今月の特集が、労働生活の豊かさとは何かを考えるきっかけになれば、編集委員会として嬉しい限りである。

責任編集 藤村博之・大竹文雄・小倉一哉

(解題執筆：藤村博之)